



中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



9月の税務

7月決算法人の申告 1月決算法人の中間申告

中小企業の税制では、今一番注目されている税制は人材を増やした場合の所得拡大促進税制の制度は平成26年4月1日以後に終了する事業年度について要件が緩和されました。

(継続雇用保険被保険者の平均給与等が前年を上回っていることが要件)

平成30年3月31日まで延長 雇用者給与等増加額が5%から以下のように下げられました。

平成27年4月1日より前に開始する事業年度については2%

・同日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度については3%

・平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については5%以上と段階的に変更

税額控除額は給与等増加額の10% (中小企業は法人税等の20%が限度)

また決算終了後2カ月以内にハローワークに雇用促進計画を提出する必要がある雇用促進税制(中小企業2人以上増加)一人あたり40万まで最高5人まで とは選択適用になります。

9月の労務

秋から変更となる労務については、10月より最低賃金が16円上がり729円となります。 また厚生年金保険料が0.354%引き上げられ、9月分保険料(10月支払給与分より)は、17.474%(事業主と被保険者負担分合計)となります。

また来年より、労働安全衛生法の改正により、従業員が50人以上の事業所はストレスチェックが義務化されることになりました。

中小企業において、評価、処遇制度、昇進、昇格基準制度、賃金体系の導入、研修制度、健康づくり制度、諸手当制度の導入などを考えている以下の業種について「中小企業労働環境向上助成金」(制度によって30万~40万円)があります。 農林水産業・建設業・製造業・情報通信業・運輸業・学術研究開発業 スポーツ施設提供業・医療福祉業 廃棄物処理業

あらかじめ3か月~1年の計画を県労働局に提出する必要があります。詳しくはご相談下さい。

事務所近況情報

秋は税務調査の多くなる季節 税務署から事前通知(通常税理士に税務代理権限を提出している場合はその税理士に)の連絡があるかと思えます。

日程につきましては、納税者、税理士の都合の良い日時を決めますのでご連絡下さい。

調査に当たっては、調査対象年の帳簿書類(元帳、決算関係書類)、領収書請求書等の証憑書類 源泉徴収簿などの給与関係書類 議事録契約書等の書類など準備関係書類の整備をお願いします。

来年以降の相続税の増税に向けて株式の生前贈与、事業承継のための無料相談(顧問先限定)で承っております。 決算後の株価シミュレーションも随時相談に応じております。

今年の12月の経済環境によって消費税が10%に引き上げられる事が決定され来年の10月1日より10%へ移行する予定です。 現在弥生会計をご利用のお客さまは10%まではサポートに加入しなくてもアップデートで対応される予定です。 消費税アップ法人税ダウンを見込んだ法人化のご相談下さい。

今月のお悩み相談

Q 退職時に年休を全部使いたいといわれたら 人を辞めさせないことはできるのか?

A 労働法上は任意退職について定めがないため民法第627条第1項により14日後に労働契約の解除(解約)となります。

ただし月給制においては民法第627条第2項により、月の前半に退職を申し出た場合は当月末に、月の後半に退職を申し出た場合は翌月末に、退職成立となります。

しかし期間の定めのある労働契約については、民法第628条により原則として契約期間の満了まで退職する事はできないし、労働者が一方的に退職した場合には損害賠償の請求の対象ともなります。

退職時の有給消化は、非常によくあるケースです。使用者側は時季変更権ができないため(退職日前にしかできない)退職願を出してそのまま1か月有給休暇ということも違法ではありません。

ただし、急に退職を申し出て引き継ぎもなく有給消化という権利のみ主張するのは

アンフェアな気がします。

有給を買い上げることも双方合意の上なら可能なので引き継ぎ等が必要な場合にとれる対策の一つです。

自家用車を業務に使う場合のルールは？交通事故が起きたら

自家用車を業務に使う場合のルールは？

マイカーを仕事で使うためにはあらかじめルール作りが必要でしょう。会社には使用者責任がありますが、マイカー管理は基本的に自己責任です。自動車運転の場合はその運行により害を与えた場合損害賠償義務は自動車保有者の責任とされています。会社の指示でマイカーを業務利用する場合は許可制としガソリンなどの実費だけ負担、その他の維持費については本人負担とするのが原則です。任意保険 対人無制限 対物1000万以上 運転免許証の写しを会社に提出 特に業務や通勤に関連している交通事故が起きた場合は 必ずすぐに警察けがをしていたら救急車に連絡 そして会社にも連絡します。業務に関連している公用の事故の場合 自賠責保険を使います。(相手に過失がある場合は相手の自賠責保険 過失割合による) 一般的に労災との調整では、このような場合労災保険より自賠責が先行されることが多いです。自賠責保険のほうが仮払い制度や慰謝料などがあります。(限度額あり) 労災は、故意や重大な過失の場合支給制限がかかることもあります。

健康診断ってみんな受けないとけないの？

健康診断は組織の大小にかかわらず労働安全衛生法により事業者が労働者に必ず受けさせなくてはならない義務です。(労働者にとっても義務)

対象は常時使用する労働者の他、所定労働時間の4分の3以上勤務するパートも対象です。(費用は事業主負担 雇い入れ時、年一回定期健康診断、特定業務従事者6カ月ごと)

税理士

社会保険労務士・行政書士 林 敦子

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田9 3 1 - 1 3

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ
事務所です。中小企業経営革新支援
機関認定事務所

お得な助成金や融資制度。

[助成金・融資サポート](#)

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>

開業・法人なりサポート

相続次号承継サポート